



平成 21 年 (ワ) 第 17473 号 損害賠償請求事件

原 告 梶田 敦

被 告 社団法人日本気象学会

被告準備書面 (1)

平成 21 年 9 月 3 日

東京地方裁判所民事第 44 部合 B 係 御中

被告訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明



同 山 宮 道 代



同 平 賀 真 紀



同 下 田 一 郎



同 大 上 良 介



第1 求釈明に対して

原告は、平成21年7月10日付求釈明書「2、求釈明」において、「本論文（甲4）の掲載を拒否した際に『被告は誤読している』という原告主張・・中略・・を否認した以上」、と主張しているが、被告は、甲第10号証表書に記載された「原稿では、数年スケールの変動において・・中略・・原稿中ではその点についての説得力のある論拠が示されておりません。」（甲10表書下から10行目乃至下から4行目）との部分のみに基づき、本論文の掲載不採用の決定を行ったのではない。

むしろ、被告は、「今回、両査読者から『論文として掲載するには適さない』あるいは『「天気」には不適当である』との判断が示されたことから、」（甲10表書下から4行目以下）本論文不採用の決定を下したものであり、2名の査読者の意見に基づき本論文不採用の決定を行ったにすぎない。

すなわち、被告は、査読者2名の意見にしたがい本論文不採用の決定を行っているのであり、誤読したか否かについて問題とするまでもない。

第2 講演許可に関する裁量について

講演企画委員会は、講演の質の維持を確保するために、いかなる者に講演を許可するか裁量権を有しており、かかる裁量権について特段の制約を受けていない。

したがって、講演企画委員会の裁量権は自由裁量であり、かかる自由裁量により行った講演企画委員会の講演不許可決定について被告が原告から法的責任を追及されるいわれは全くない。

以上